

## 航空関係公共事業の新規事業採択時評価実施細目

航空関係公共事業評価は、空港や航空路等の航空分野に関わる社会資本が果たす機能が広範かつ長期間に及ぶこと、また費用便益分析の精緻化には本質的な限界性や課題を内包しており、便益として測りきれない効果があることなどを十分認識しておく必要がある。評価の実施主体は、それらを踏まえた上で可能な限り定量的、定性的に分析した上で、総合的に評価を行うものであることに留意する。

### 第1 目的

空港整備事業及び航空路整備事業（以下「航空関係公共事業」という。）の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価を実施する。新規事業採択時評価は、個々の事業における公共事業としての果たすべきミッションを明確化し、事業特性に応じて、インフラが将来にわたって利用されることによる地域や国の価値・魅力・競争力向上への貢献、社会への波及的影響等の観点や費用対効果分析を含め、総合的に実施するものである。

### 第2 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省航空局（以下「航空局」という。）が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社又は中部国際空港株式会社（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、（2）に該当するものを除く。）

### 第3 評価を実施する事業

評価を実施する事業は、空港整備事業（空港の新設、滑走路の新設・延長等の事業）及び航空路整備事業（航空保安システム整備等の事業）であって、新たに事業費を予算化しようとする事業とする。

### 第4 評価の実施及び結果等の公表

#### 1 評価の実施手続

- (1) 評価の実施主体は、航空局とする。
- (2) 評価の実施時期は、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業に

については、原則として概算要求書の財務省への提出までとし、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表しない事業のうち、(3) ①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認される前までに、(3) ②2) 及び③に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。

(3) 評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

① 1) 直轄事業（空港整備事業）

地方整備局等又は地方航空局は、評価に必要なデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、評価に必要な資料（以下「評価に係る資料」という。）を作成した上で、航空局に提出する。

航空局は、当該事業の予算化について、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、地方整備局等又は地方航空局と協議しつつ、航空関係公共事業に係る評価手法（本実施細目第5の1に定める評価手法をいう。以下「評価手法」という。）に基づき、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。

なお、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成した上で航空局に提出する者は次のとおりとする。

空港の新設事業及び滑走路の新設・延長事業にあつては、地方整備局等。

その他にあつては、事業の内容から判断した上で地方整備局等又は地方航空局。

2) 直轄事業（航空路整備事業のうち航空保安システム整備に係る事業を除く。）

地方航空局は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成した上で、航空局に提出する。

航空局は、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、地方航空局と協議しつつ、評価手法に基づき、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。

3) 直轄事業（航空路整備事業のうち航空保安システム整備に係る事業に限る。）

航空局は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成した上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、評価手法に基づき、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。

② 1) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業を除く。）

独立行政法人等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成した上で、航空局に提出するとともに、新規事業化要求等を行う。航空局は、当該事業の予算化等について、当該事業が位置する又は当該事業について出資金を拠出する都道府県・政令市の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見

を聴くとともに、独立行政法人等と協議しつつ、評価手法に基づき、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化等に係る対応方針を決定する。

## 2) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業に限る。）

独立行政法人等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成した上で、（間接補助事業の場合は、地方公共団体と十分な調整を図った上で、）航空局に提出する。独立行政法人等（間接補助事業の場合には地方公共団体）の補助金交付等に係る要求を受け、航空局は、評価手法に基づき、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

## ③ 補助事業等

地方公共団体は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成した上で、航空局に提出するとともに、補助金交付等に係る要求を行う。航空局は、評価手法に基づき、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

## 2 評価結果、採択箇所等の公表

航空局は、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時、また、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表しない事業のうち、1（3）①及び②1）に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認される前までに、1（3）②2）及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後（年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後）、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業について、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。

## 3 関係資料の保存

- (1) 航空局等は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、評価結果及び対応方針等に関する資料を保存するものとする。
- (2) 地方支分部局等、独立行政法人等は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

## 第5 評価の手法

### 1 評価手法の策定

- (1) 航空局は、航空関係公共事業について、それぞれ費用対効果分析を含む評価手法を策定する。なお、評価手法の策定に当たっては、学識経験者等から構成される評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」（以下「本

省実施要領」という。)第5の1に定める評価手法研究委員会をいう。)を設置し、意見を聴くものとする。

- (2) 航空局は、策定した評価手法を公共事業評価システム検討委員会(本省実施要領第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。)に報告するとともに、策定した評価手法を公表するものとする。
- (3) 評価手法の改善については、第5の1(1)及び(2)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

## 2 評価手法の改善

航空局は、評価の精度の向上を図るため、評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

- 3 評価手法が策定されるまでの間は、「空港整備事業の費用対効果分析マニュアル」又は「航空保安システムの費用対効果分析マニュアル」に基づき、評価を行うものとする。

## 第6 その他

### 1 評価に係る重要事項の検討

本実施細目の改定等の評価に係る重要事項は、本省実施要領第6の規定により設置する航空部会において検討するものとする。

航空局は、定めた実施細目を公共事業評価システム検討委員会に報告する。

### 2 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

## 第7 施行

- 1 本実施細目は、令和8年3月27日から施行する。
- 2 本実施細目の施行に伴い、「航空関係公共事業の新規事業採択時評価実施細目(平成22年4月1日改定)」は、廃止する。